

明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する調査検討業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫して提案すること。

1 業務名

令和5年度 第405号 明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する調査検討業務委託

2 業務の目的

急速な高齢化の進展に伴って、医療のあり方は根本的な治療から高齢者を中心とした病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指して、地域全体で支える仕組みが求められています。また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎えるにあたり、将来の医療と介護の需要動向を踏まえ、終末期や看取りを見据えた高齢患者の生活全体を支える医療と介護の提供体制が必要となります。

明日香村では、高齢化率が40%、後期高齢者率は20%を超え、在宅医療と介護において必要となる「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」といった機能を果たすために医療と介護の連携の強化を目指しています。また、奈良県立医科大学附属病院と地域医療連携を締結し、総合診療専門医等の養成や確保にも取り組んでいます。

本業務は、上述のような現状と将来を見据え、持続可能で効果的な在宅医療と介護を含めた地域包括ケアのサービス提供体制のあり方とその拠点となる官民連携施設の整備に向けた検討を行うこととする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

4 業務の実施

受託者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後遅滞なく、業務計画書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

6 打ち合わせ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その都度受託者が書面（業務打合せ簿：任意様式）に記録し、相互に確認すること。

7 検査

(1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出すること。

- (2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出すること。

8 業務内容

業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 検討に必要な基礎資料の収集及び整理、分析に基づいての課題整理

- ・国内外の先駆的な事例の情報収集、分析
- ・高齢者人口動態と将来推計による本村への影響予測
- ・介護等の福祉業務従事者の現状と将来予測
- ・本村及び周辺地域の医療と介護サービス資源の整理、分析

(2) 本事業に適した官民連携による拠点のあり方と施設整備の提案

(例：明日香村総合計画に定める公共施設集積ゾーンにサービス付き高齢者住宅を併設した施設など)

- ・拠点に必要な機能や面積、建設の概算費用
- ・本事業の拠点整備に適した制度や補助金等支援制度の整理

(3) 本事業によってもたらされるメリット及びデメリットの整理

国民健康保険制度、介護保険制度等における中長期的な村財政への影響など

(4) 在宅医療と介護の拠点づくり検討会等の運営支援

検討会メンバーに調査の状況や提案について、定期的にディスカッションを行い実現可能な拠点のあり方について共通理解を促進すること。なお、検討会等に必要な資料は受託者が準備するものとする。

9 成果品の納入

- (1) 業務の成果は報告書としてまとめ電子データ納品すること。
- (2) 上記の電子データ (CD-R 等の電子媒体) 2部
- (3) その他必要な資料

10 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について常に村と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、速やかに村と協議の上、村の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、明日香村個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、村の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、

漏えいしてはならない。

- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

1.1 資料の貸与

村は、業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、村が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者は業務が完了したとき速やかに返却するものとする。